

# 津藩史稿 第二卷

凡例

翻刻にあたっては、原史料の意味を損なわない程度に、以下のように取り扱っています。

- ・段落はなるべくそのまま再現するようにしましたが、改行位置は必ずしも原史料とは一致していません。
- ・漢字は原則として常用漢字を使用することとし、旧字などの異体字についてもなるべく標準的な字体に改めています。
- ・変体仮名や合字は平仮名に改めましたが、主に引用文中で助詞に用いられている漢字は原文のまま表記しています。
- ・誤字・当て字は原則としてそのままとしています。
- ・書き損じと思われる箇所は■とし、「(ママ)」を付しています。
- ・判読できない文字は□もしくは「」で表記しています。
- ・欄外等に記された補足は文字のサイズを小さくして表記しています。
- ・図については省略しました。

翻刻および注の作成にあたっては、以下の資料を参考にしました。

- ・『藤堂姓諸家等家譜集』林泉／編著 林泉 一九八四
- ・『公室年譜略』上野市古文獻刊行会／編 清文堂出版 二〇〇二
- ・『藤堂高虎家臣辞典 増補』佐伯朗／編 「佐伯朗」 二〇一三
- ・『漢和中辞典』貝塚 茂樹ほか／編 角川書店 一九七八
- ・『字典かな 改訂版』笠間影印叢刊行会／編 笠間書院 一九八五
- ・『くずし字用例辞典』児玉 幸多／編 東京堂出版 一九九三
- ・『日本国語大辞典』小学館国語辞典編集部／編 小学館 二〇〇〇―二〇〇二
- ・『新漢語林』鎌田 正, 米山 寅太郎／著 大修館書店 二〇〇四
- ・『大辞林 第三版』松村 明, 三省堂編修所／編 三省堂 二〇〇六

目次

第一編 累世紀要

第一章 藩祖高虎

第六節 朝鮮征伐前役

第七節 板島七万石

第八節 朝鮮征伐後役

1 巨濟島の海戦

2 南原攻城戦

3 鳴梁渡の苦戦

4 論功行賞

## 第六節 朝鮮征伐前役

一 「はや（く）」の意か。

太閤秀吉の大を好み功を好む無限の征服欲は、夙一くより大陸雄飛を夢想しつゝありしが、其の計画が漸次に具体化し来らんとする折柄、温厚にして倚信すべき大和大納言秀長逝きて、留守最適者を喪ひしは、秀吉に取りての一大打撃なりき。されど愛弟の永訣も、掌中の珠たる鶴松の夭折も、結局は却て落々たる雄心を刺激し、親ら証明軍を提げて四百余州を席捲するの決意を固めしめ、其の予備行為としての朝鮮征伐は遂に断行せらるゝに至れり。

出征の準備は天正十九年正月、小田原城陥りて東北平定せし頃に始まり、全国に向つて、沿海大名は持高十万石に付大船二隻、漁戸百戸に付十人宛の水手を徴発すべき旨を命令し、

八月下旬『からいり唐入』大明征討の意を發表し、肥前松浦郡

名護屋は最も朝鮮に近き渡津なれば之れを大本営とし、壱岐国風本、対馬国府中をば中間連絡の行営として、それ／＼築造せしめ、大小名に命じて、船舶の建造、兵器、糧食、彈薬の準備を急がしめ、同時に全国兵員二十八万人に対する動員令を下せり。此時羽柴参議秀保は番外一番隊一万五千人と指定せらる。

文祿元年三月十三日秀吉は第一次の出征部隊を定めて一般方略を頒布し、高麗、対馬、壹岐、名護屋の四ヶ所に舟奉行を置く。高虎は秀保の本隊より離れて、一柳右近太夫、加藤左馬助と共に壹岐の舟奉行を命ぜらる。舟奉行とは船舶の区処、錨地の指定等に任ずる輸送指揮官なり。次いで秀吉は水上の危険を顧慮し、高虎に紀伊の警固船艦軍を統率せしめ、備前の警固船を九鬼、脇坂、加藤左馬助三将に属せしめて、俱に海上の護衛任務に当らしめたり。紀伊の水軍とは左の如し、

二千人 藤堂佐渡守高虎 紀伊粉川

一 千人 桑山小藤太晴一同 和歌山

八百五十人 堀内安房守善氏同 新宮

六百五十人 杉谷伝三郎宗氏同 田辺

兵数合計四千五百人

同年四月十二日、先鋒小西行長の隊は海陸共に砦の抵抗を受くることなく釜山に上陸せり。抑も朝鮮の水上防衛は各道に水軍節度使略して水使を置き、其下に僉節制使、万戸等あり。

此時更に統制使を新設して、三南慶尚、全羅、忠清の三道の水使を総督せしめたり。其の海軍は之れを陸軍に比すれば遙に優越にして訓練あり節制あり、加ふるに艦船強固偉大、軍器も随ふて精

良なれば、水戦に経験乏しき日本海軍の之れ  
に對抗するは、陸軍に於けるよりも遙に困難  
なりき。而も慶尚道の左水使朴泓、右水使元  
均等怯懦一にして、一戦を交へずして本營を捨  
てて遁れ、其の艦隊は皆潰散せしかば、日軍  
は毫も障害を受くることなくして釜山に上陸  
するを得たりき。高虎はやがて輸送護衛を終  
り、移りて水軍專管を命せらる。其の水軍の  
編制は左の如くなりき。

### 朝鮮国舟手の勢

千 五百人 九鬼大隅守

嘉隆

二 千人 藤堂佐渡守

高虎

一 「きょうだ」と読む。臆病、意気地なし  
の意。

千 五百人 脇坂 中書治安

七百五十人 加藤左馬介嘉明

七 百人 来島 兄弟康親及弟

二百五十人 菅野平右工門正影

千 人 桑山 藤太重勝

千 人 同 小伝次貞晴

八百五十人 堀内安房守善氏

六百五十人 杉谷伝三郎宗氏

以上九千二百五十人

こは天正記の所載にして編制の時期不明なり。翌文禄二年三月十日付来印浅野家所蔵には高虎の兵数は千四百人とあり。其他にも小異あり

て、総数八千二百五十人とあり。又高虎が護衛任務を了りて海軍攻撃任務に移りし時期も明記せられたるもなし。



日本戦史朝鮮役条下の所記に拠るに、四月某日高虎は九鬼、加藤諸将と軍船を率ゐて鎮海、巨濟、加徳、蔚山方面を搜索し、抵抗を受けずして敵船七十余隻を拿捕し、慶尚沿岸を掃蕩して釜山、熊川及洛東口等を根拠地とし、敢て西進を謀らずして専ら釜山対馬間の警備に任じたり。然るに先に昆陽に逃れたる慶尚右水使元均は、部下の諫を聴いて、全羅左水使李舜臣の救援を求めしに、舜臣は同右水使億祺を促して俱に其の鑑隊を率ゐて来会せり。舜臣は嘗て咸北造山の万戸たりし時、奇計を以て北胡を破り、後ち累進して全羅左水使と

なりしが、此人鮮將中隨一の智勇にして、殊

— 「ひとし（く）」と読む。

に水戦に長じ、自ら考案して亀船数隻を創成せり。亀船とは上甲板を亀甲状に隆起せしめ、其の中央に十字の細路を作りて舟子の往来に使し、其の他は満面に尖鉄を植えて之れに編茅を覆ひたれば、敵若し攀登すれば皆傷かざるはなし。又甲板の下部に於て両舷に各六挺、舳艫に各一挺の巨銃を据え、敵包圍すれば四面一齊く発射す。擢夫、戦士は皆船内に在れば敵の傷害を受くること殆ど無く、其の船脚は進退快速、能く敵船中に横行して勝を制するの利ありと云ふ。五月五日舜臣 億祺等大小

船艦八十五隻を率ゐ来りて元均と合し、七日  
巨濟島の東岸玉浦の沖合に至る。玉浦に屯せ  
し高虎は、堀内氏善等と大小五十余隻を以て、  
船列を整へて之れを邀へしに、敵の先登船六  
隻は日本船艦の堂々たる威風に怖れて遁走せ  
しも、舜臣は毫も驚かず、自ら率先して我艦  
列に突入し、諸艦之れに続き、進み来りて  
矢丸を乱発せしかば、高虎勇を奮うて指揮し、  
我が各艦は極力之れに当りしも、船体脆弱に  
して進退意の如くならざるものあり、敵の  
一 火<sup>一</sup>箭<sup>二</sup>に焚燬せられしもの二十六隻に及び、其  
の乗組将士は尽く逃れて巨濟島に上陸せり。

一 「かせん」と読む。火をつけて射た矢。  
二 「ふんき」と読む。やきこわすの意か。

高虎は其の克ち難きを見て急に兵を収めて釜山に退却す。敵も亦損傷多くして追ふこと能はず。此夜永登浦に退き、尋いで熊川、鎮海、固城の諸港を偵察して全羅の根拠地に向つて去れり。

我軍は此の損傷を事とせず、更に釜山を出で巨濟島以西を襲ふ。李舜臣之れを聞き二十

九日露梁に到り、我艦十三隻

部隊長の氏名未詳。蓋し陸將の運送船也。

の泗

川に碇泊するを見て、亀船を放ちて之れに逼る。我が鑑船は陸上の隊と協力して防戦に努めしかば、敵の軍官羅大用は為めに負傷し、李舜臣も亦一弾を左肩に被むりて蛇梁島に退

却せり。而も日本軍の損傷も亦多くして艦船十三隻は尽く焚蕩せり。六月朔日、舜臣等又我が陸將亀井真矩の艦船が寄泊せる唐浦を攻め、亀船を以て我が層楼ある大船に逼り、仰ぎて玄字銃を放ちて之れを砕破し、又他の艦船を焼夷せしかは真矩等皆上陸して脱するを得たり。三日舜臣は李億祺の戦艦を併せて優勢の艦隊を編制し、固城の唐項浦に在る我艦船を攻撃し、其の大部分を焼燼せしかば、我軍皆上陸して脱せり。朝鮮側の記録に拠れば、此時日軍の旗艦、一は黒帳に白花あるを纏らし、一は黒旗に南無妙法蓮華経と白書せるを

翻せりといへば、加藤清正が部下の水軍ありしを知るべし。六日我艦数隻栗浦より出づ、敵艦閑山島の方面に在りて之れを望見して来り攻む。我艦隊洋中に迎へて力闘せしも、衆寡敵せず、我将来島通久傷つきて自殺せり。八日舜臣等進んで加徳島を搜索し、糧<sup>一</sup>竭き兵疲れたるを以て根拠地に退却せり。

之より先き脇坂安治は、其の水軍任務を舍<sup>二</sup>て上陸して龍仁に在りしが、日本海軍の敗衄<sup>三</sup>を聞き、六月十九日熊川に到りて其の水軍を統率す。廿八日秀吉の命令書釜山に着せしが、其の要旨は九鬼、加藤、脇坂三将合力して敵

一 「つ(き)」と読む。つきる。なくなる。

二 「す(て)」と読む。

三 「はいじく」と読む。戦いにやぶれること。

船を掃蕩せよといふに在り。安治は此の命令

— いくえにも取り巻いた囲み。

に接して、二將の来会を待たず、七月六日独り部下の艦船六十隻を率ゐて熊川を発して巨済に向ふ。李舜臣、李億祺の船隊は此時唐浦に來り仮泊せしが、七日早朝安治の見乃梁に在るを知りて之れに向ひ、板屋船数隻を出して戦を挑む。安治の船隊勢に乗して之れを追うて閑山島の西北洋中に出でしに、敵艦大挙し來りて激戦数時間、脇坂隊は大小三十九隻を失ひて部將に戦死多く、安治は僅に重<sup>一</sup>圍を脱して北に去つて金海に還れり。部將真鍋左馬允は艦を焼かれたれば、部下二百人と閑山

島に上りて免れしも、憤慨して自殺せしかば、  
其の兵は筏を編み、敵船の監視を偷みて巨濟  
島に逃れたり。

「ぬす（みて）」と読む。

九鬼嘉隆、加藤嘉明は安治の単進せしを危  
み、七月六日釜山の根拠地を発して、八日安  
骨浦に入り、港口に大船を繋ぎて防衛せしに、  
九日舜臣等来り攻め、其の慣用手段を用ひて、  
我が艦隊を港外に誘出せんとせしも 我が艦  
出でず、銃火を交換すること十時間に亘りて、  
勝敗決せさりしがば、舜臣等其の克ち難きを  
知りて退却せり。嘉隆、嘉明亦敢て追撃せず  
して釜山に還れり。



七月十四日太閤は閑山洋の敗を聞き、書を  
安治に与へて輕拳を戒め、巨濟島に築城して、  
九鬼、加藤と謀りて堅守すべきを命じ、十六  
日更に命令を高虎に伝へ、大銃三百挺及び弾  
薬を送り、城寨を巨濟島其他要衝の海口に築  
きて大銃を分置し、羽柴秀勝の兵に背後より  
救応せしめ、九鬼、脇坂、加藤、菅、来島通 総  
及紀伊水軍藤堂堀内 桑山杉谷をして各城寨に分屯し、九州、  
四国及中国の船艦と連絡を取りて敵に備へ、  
濫りに敵と洋中に戦ふこと勿らしめたり。爾  
後我が水軍は此方略に準拠し、持重の行動を  
執りて専ら諸海口の防禦を事とするに至れり。

以上は七月中旬迄に於ける水軍行動の経過を、日本戦史に拠りて概記せる所なり。右七月十六日の軍令に該当せる藤堂家文書に云く、

### 覚

- 一 藤堂佐渡守罷越からい山（巨濟島）同地
- 一 続島舟のかゝり所見計ひ岐阜宰相城丈夫
- 一 に相拵之九鬼脇坂加藤紀伊国衆菅平右衛門番船不出様に為押可置事
- 一 九州中国四国衆大船付立其中よき船を見計船かこひ可申付候此方より被仰出候迄
- 一 は番船仕還候事一切無用の事
- 一 大船を造り敵船にまさり候様にかこい巳

下丈夫に可仕候鉄其外入り申道具書立可  
申上候金銀八木にても入次第可被仰付事  
一藤堂は右の城所申付都へ罷通陸地よりの  
人数召連相船有之浦辺岐阜宰相為大将書  
立之衆召連相働悉可加成敗事  
一御書立の通悉相働丈夫に可申付事  
一右之城々出来候は、からい山に九鬼加藤  
菅平右衛門一所に可有之候又脇坂藤堂紀  
伊国衆来島兄弟に一所に可有之事  
一島々城出来候内は陸の城に岐阜宰相可有  
之事

一兵糧の儀早川主馬首毛利兵橘致奉行人数

に応し可相渡事

一大筒三百丁被遣候間大船に令割符玉薬同  
前に可相渡事

一岐阜宰相事都より此方の儀ぬしと成候て  
諸事見計無越度様に示合可申付候代官一  
儀とかゝり候て有之段不可然候代官所へ  
は慥に留守を置可相勤事

一來島兄弟召寄警固可仕旨可申付事

一こもかい口釜山海に舟共可有之間岐阜宰  
相より奉行を出し付立船頭飯米以下申付  
警固船に可出旨堅可申聞事

右直にも如被仰聞能々入念何も可申渡候

也

七月十六日 朱印

藤堂佐渡守とのへ

秀吉は斯くの如くに名護屋の本営に於て高虎に直命して、戦地に差遣すると共に、七月十日付の朱印を以つて脇坂安治の軽卒を戒め、今後の方略に付ては高虎より委曲聴取すべきことを令し、又同十五日付の朱印を以て小早川侍従、久留米侍従、柳川侍従に対しても同様の令を発し、且命じて所属の大船を警固船に充用すべく藤堂、九鬼、加藤等水軍の将に引渡さしめたり。

斯くて我が方略の一変せしとも知らず、李舜臣等は八月二十三日出動して、二十八日東萊の長林浦を偵察し、洛東江の上流金海附近に日本軍ありと聞きしも、河口の狭隘なるに阻せられて入るを果さずして去り、二十九日遂に我が釜山の本拠を衝きしが、此時我艦船の碇泊するもの四百余隻、敵の接近を待ちて大船上より大銃を発射し、城上よりも山上よりも之れに協力して盛んに発砲し、敵艦を攻撃せしかば、敵將鄭運等死傷頗る多く、さしもの李舜臣も敵しかねて退却せしが、我艦は復々之を追はず、舜臣遂に加徳島に向うて去

り、次いで全羅の本營に還れり。

以上が文祿元年に於ける海戦の状況にして、四月下旬無抵抗にして行はれたる慶尚沿岸の掃蕩を除き、彼我の衝突は五月七日の玉浦戦争を始めとして、泗川、唐浦、唐項浦、栗浦、見乃梁、安骨浦、釜山の七回なるが、其の釜山防禦戦の外は孰れも我軍の不利に終り、為めに慶尚、全羅方面の制海権を失墜するに至れり。而るに此等諸戦は概ね高虎の参加せざる所なるが中に、唯玉浦水戦のみは紀伊警固船の活動にして、九鬼、加藤等は参加せず。全く高虎が統裁せし日韓初度の海戦なりしと

信せらる。こは果して眞実なりや否や、高山公実録には前掲七月十六日の朱印を証拠として、此時迄高虎は渡韓せず、名護屋の本營に駐まり居しものと推定して玉浦敗戦を非認せり。其の説に云く

謹按 公の海を渡り給ふは七月下旬にあるへし羽柴殿御書明澄なり世史これ知らず朝鮮征伐記には四月中に公唐島に夜撃し番船百余を奪ひ加藤嘉明と功を争ひ給ふことを志るす是慶長二年再び彼地に働き給ふ時の事を誤り取且他の水軍将加藤脇坂

九鬼等を指す

唐島に戦ひ

即脇坂敗北の時の事也

し事を一にして志



るしたり高麗戦記には五月七日に公唐島に戦ひ利を失ふ事を志るしたり四月五月には公尚筑紫の行營に在せりいつれも甚しき誤なり近世水戸の川口長孺征韓偉略をならはし我藩の記録をも引て世史の誤を弁しながら尚此戦の事は征伐記船戦記の誤を承て訂正を加へす未々疎漏を免れず

之れに対して宗国史及聿修録も亦左の如く、固より同説なり。

壬辰 文禄元年春三月太閤京師を発して肥前

名護屋に至る 大和侯秀俊従うて行營を

衛る 公師を摂して南海諸侯と同しく水

一 舟に乗って戦う軍隊。海軍。水軍。

路先鋒將たり 夏四月諸侯渡海して朝鮮  
に入る

公猶筑紫の行營に在り屢書を関白に呈  
し朝鮮の軍状を報す 関白答書を賜ふ

語在賜  
書録

秋七月公太閤の命を奉し海を渡りて舟師一  
を督す語在賜書録 公海軍を撃ちて大に敵戦を獲  
たり高刑等功あり

参考 仁右衛門家乗に曰く文禄元年朝  
鮮の役公に従うて番船を取る 時に年

十六

是月太閤歸京し太夫人一の病を省す 九月

一 「たいふじん」と読む。天子の生母である夫人・女御を敬つていう語。

二十二日太閤書を賜ふ書 語在賜 録 冬十月太閤再

ひ名護屋に赴く 十一月十日太閤使を遣

して書書 語在賜 録 及時衣二領を賜ふ

謹按 一説に今春韓に如き十月に帰朝

し十一月再び使を奉すと 然れとも旧

譜諸書に見はる所なし 独り神君の十

月四日の賜書に曰く 聞く急に使を高

麗に奉し云々賜書録に詳なり 今征西

年序を以て之れを推すに 疑らくは当

さに此時に在るべし 姑く録して考を

俟つ (宗国史訳文)

文祿元年壬辰三月公大和侯を佐けて筑紫  
の行營を従衛す屢器を獻し軍狀を報す関  
白大に悦ぶ 四月我師釜山浦に抵る州県  
皆風を望んで降潰す 朝鮮王李昞都を棄  
て宵遁れ急を明に告ぐ 七月明主朱翊鈞  
兵を遣して来り援く 我師激撃して之を  
緘す 総兵祖承訓僅に脱る 時に公太閤  
の命を奉して師を撰して海を渡り南海の  
諸侯と同しく水軍の先鋒となり撃ちて海  
軍を敗り多く敵船を獲たり

（聿脩録訳文）

此外高虎自筆留書には、『文禄元辰年高麗陣  
数度相働帰朝の以後に主君中納言殿御死去：』  
と簡記して細叙せず。又高山公実録に引証せ  
る諸藩士家乗の中、服部竹助家乗には『文禄  
元辰年三月高麗陣紀州粉川より御供仕候釜山  
海にて方々番船耳鼻数多取申候：』と是亦簡  
略なり。野田治部介、堀与一左エ門、岡本権  
内、村井宗兵衛等の家乗は唯単に従軍せるを  
記せるのみにて其の以上に何事をも語らず。

されは宗国史、聿修録及び高山公実録とも  
に皆前掲七月十六日朱印を唯一の証として、  
其の以前の渡韓を否定し、因て以て玉浦戦出

陣を非認するも其の以外には一も証憑なし、

— いかげんなこと。根拠のないこと。

藩翰譜は高虎が文禄元年に蕃船百四十余隻を奪取し、斬首百六十、次いで釜山、南海を攻陥せりと記す。こは明に後役との混同にして、野史も亦之れを其儘襲踏し、寛政重修譜は唯渡海し戦功ありとのみ一句に簡殺せり。是等皆孟浪にして何の証拠ともならず、独り林春斎の本朝通鑑には、四月に加藤、脇坂、九鬼が舟師を率ゐて釜山に到り、營砦を構えたることを記するも高虎の名なく、後に見乃梁、安骨浦に於ける三将の敗戦を詳叙し、次いで高虎が此の敗戦の結果として、名護屋より差

遣せられしことを記し、玉浦戦以下五回の衝突に付ては一も記事なく、大体に於て津藩側の主張と吻合せるが如し。斯くの如く諸書、諸記録皆不透明なれど、七月中旬以後に於ては、既記の如く唯一回釜山の防禦戦ありしのみにて、其の戦況たる敵舟を拿捕するが如きことはあらざりしにも拘らず、高虎自筆留書には『数度相働』と記し、服部竹助家乗には『方々番船耳鼻数多取り』と記して、水戦の一回にあらざりしことを明示し、仁右衛門家乗の『番船を取る』とあるも、釜山防禦戦に於てせしにあらざるを暗示するに徴し、七月

以前に高虎の海を渉らすして名護屋本営に駐在せしとの推定は、成立し得べくもあらず。

殊に高山公実録が高虎の渡韓後の行動を『自ら敵の海軍を撃ちて敵船を奪ひ給ふ』とのみ漠然と記し、当初壱岐の舟奉行たりし事をすら総て漏らせるは不透明を免れず。又宗国史が高虎の渡海が加藤、九鬼等よりも後れし傍証とせし秀次の手簡は、『去七日の書状今日京着……渡海之儀可暫之由……弥先手の様子珍敷事有之は追々可申越候……』とありて五月朔日付なり。然れば去七日とあるは四月七日にして、此時高虎の出発の近日なる



べきことを報せしにて、即ち四月中旬に渡海せし証拠とこそなれ、四五月中には出発せざりしとの証とはならず。若し同書及高山公実録の断定せる如く、果して七月迄本營に在りしとせば、何等か其の証拠あるべきに、一もこれなきは如何にぞや、操縦の天才たる秀吉にして、高虎の如き勇敢の将才を、四ヶ月の久しきに亘りて名護屋の營門に閉却すべき理由はなかるべし。

高虎が渡韓の後れしことは、脇坂家伝記にも、安治が嘉明、嘉隆と共に十四日に釜山の川口に着せしと記して、高虎の名を挙げざり

しによりても証すべく、高虎が事の爲めに後れしは事実なるべきも、壱岐の輸送任務了りて水軍先鋒を命せられし上は、晩くも四月中には釜山に着して、直ちに掃海の任務に就きしこと、既記日本戦史の所記の如くなるべし。

毎陣先登を常とせる勇武の高虎が、日鮮初度の水上衝突たる玉浦戦を加藤、九鬼輩に譲りて、徒らに後方勤務に碌在を図るなどの、有り得べき事ならず。此の戦たる、船体の比較的小型にして構造の脆弱なるより、意外の敗衄に終りしにもせよ、堂々陣形を張りて勇敢に奮闘し、能く敵船隊の一部をして怖れて逸

走せしめ、我れも損傷したれど、敵にも痛撃

一 色どり。模様。  
二 みな。

を与へ、李舜臣をして其の戦記に、『大船四

面<sup>一</sup>困張し綵<sup>一</sup>を画き文を雜ふ、帳辺に竹竿を列

挿し、紅白の小旗を乱懸す、旗形幡の如く幢

の如く、皆文綃を用ひ、風に随て飄転す、望

めば眼眩擾す……臣率ゐる所の諸将等一心

憤発し、咸<sup>二</sup>死力を尽し、舟中吏士亦其の意に

倣ひ、奮励激功、死を以て期と為す……』と

いひて、必死の覚悟なりしことを首白せしめ

たり。其の我艦隊の指揮者として旗艦に坐乗

せし者は高虎なりしこと略察すべく、随うて

前記日本戦史の記事を以て真実を得たるもの

と信するの外なからん。されど文禄役水戦の顛末は、本邦側の文献は多く滅失して確實を得ず、既刊古史の記述は、伝聞に基きて事實を誤るもの多く、然らざるものも朝鮮側の記録に資料を採りて、事實の透明を欠くを免れず。前掲日本戦史と雖も亦鮮人記録より採りしものなれば、同一の欠点なしとはいふべからざれど、是は実に止むを得ざる所なるべし。

前記宗国史が一説として、高虎が春季に渡韓せりとの説を掲げしは、蓋し藩内に其の記録存せしならん。春といへるは誤りにして四月渡韓を意味し、十月帰朝せしといふは、其

前七月にも帰朝せしことあるを書き漏らせしなるべし。名護屋釜山間の当時の信書送達日数は、大抵七八日にして、風波の都合によりては三四日以内にて航行し得しなれば、高虎が日鮮間を往復せしことは一二回に止まらざりしなるべく、玉浦戦後に一時帰朝し、七月中旬再び渡航せしことは、疑を要せざる所にして、即ち宗国史の所謂一説として信を措かさりしもの、却て真実なりしなり。伝へ云ふ村瀬市兵衛吉成は高虎の征韓日記を蔵して子孫に伝へ、毎歳の虫干には主人自ら之れを行うて、決して家人に委せず、累代以て常と

せしが、明治維新後旧藩主高猷の求めにより、吉成が九世の孫市之助惟一携帯上京して之れを呈せり。そは第四回勸業博覧会を上野に開きし時なり。惟一の子、現戸主収蔵当時猶幼にして、閲読する能はざりしも、古絹袱を以て被包して桐製の函に盛れる西の内紙形の書なりしと云ふ。市兵衛吉成は朝鮮役当時には粉川を去りて京都に浪居し、慶長十三年再ひ来りて高虎に仕へしなれば、征韓従軍者ならざるは明にして、其の如何にして高虎の日記を所持せしかは明ならず。又其の書が果して高虎自筆の日記なりしや否やも疑はしけれど、

是等にして尚存せは、或は征韓史上の疑問を  
決するの資料ともなるべかりしに、惜しむべ  
し今は灰燼に帰して一片だに存せず。

扱高虎が七月再渡以後の行動は、同月十六  
日付の命令を銜一みて、即日若くは其の翌日名  
護屋を出発し、翌八月五日には早くも船艦防  
備の進行を報告し、併せて要塞及監視所新設  
位置に関する意見を図示して指揮を請へり。

九月廿二日付  
秀吉朱印あり 八月二十九日には敵大挙して、我釜

山の水軍根拠地を衝きしことは既記の如し。

越えて十一月十日、太閤は左の命令を高虎に  
与ふ

一 「ふく（み）」と読むか。うけたまわ  
る。心に留める。

態被仰遣候

一來春三月被成御渡海一揆原番船以下撫  
切被仰付可属平均候其間之儀從敵船取  
懸候共陸地へ取上り指動不可有之条堅  
固相拘可有之候最前動之段手柄候間以  
来手前越度さへ無之候へハ相濟事

一こもかい口警固船分残置諸手之船共慥  
奉行相添可漕戻候かこ共在々へ被遣被  
相休御扶持被下御兵糧米追々可被積越  
候此度船不相越者は自然の時高麗迄に  
げ走候はんとの可為覚悟候其段は弓矢  
八幡不可成候事



一 鉄砲大小割付同玉薬被遣候可請取置候  
此薬之儀手前払底仕無了簡時可取出候  
其留は可拘置候事

一 兵糧たくはへ并要害の普請入精粹肝要  
候事

一 自船着都迄伝への城々丈夫に相拘往還  
自由に有候様に可申達候其許之儀無油  
断功々注進待入候猶熊谷半次郎垣見弥  
五郎可申候也

寒天之時分辛勞に被思候条小袖二被  
下候弥兵糧蓄不断絶様可入精候也尚  
以朝鮮の様子有様に注進無之付ては

被仰出御仕置も不首尾の躰に成候向  
後は善悪共有次第言上肝要候尚兩人  
可申候

十一月十日 朱印

藤堂佐渡守とのへ

此月秀吉近地在陣の諸將を本營に召集す。高  
虎時に帰朝の途次、名護屋を距る数里の地点  
に在り、或は壱岐に  
寄港中か折しも玄海の風濤荒れ狂う  
て目を驚かす程なりしに、高虎は事もなげに  
舟を発せしめ、名誉の舟奉行松本雅楽巧みに  
船を操縦し、勇を鼓して巨浪を漕き破り、恙  
なく名護屋に到着せしかば、秀吉は大に高虎

を嘉賞<sup>一</sup>して、特に雅楽に盃を与へ、且羽織を脱して之れを賞せり。船威考及松本家乗斯くて年は暮れて明くれは文禄二年二月、敵将李舜臣等は小西陣の平壤敗戦に乗して、我が南岸の根拠を覆さんとてか、元均、李億祺と漆川島に集合し、十日直ちに我が熊川の営を衝き、弓銃を以て戦を挑みしも、我軍は陸上より応戦するのみにて、敢て動かず、十二日復た来りて誘出を試みしも効なくて漆川島に退き、十八日三たび来り、二十二日四たび来りしが、先鋒の船四隻深く内港に入りて浅洲に擱座<sup>二</sup>せしを、我軍鉤して之れを鹵獲<sup>三</sup>せしかば、敵は遂に蘇秦

一 よいとしてほめること。

二 船が浅瀬に乗りあげること。座礁。

三 「ろかく」と読む。敵の軍用品などをうばい取る。

浦に敗退せり。越えて三月六日復々来りて攻めしも、我兵之れを撃退し、舜臣等遂に断念して各根拠地に退却せり。日本戦史に拠れば此役に戦ひしは、脇坂、加藤、九鬼等の兵なりとして、高虎及紀州水兵の参加せしことを記せざるも、二月廿八日付藤堂佐渡守宛太閤朱印の左の文に徴するに、当時高虎が熊川に在りて防衛に従事せしこと明なり

去十六日の書状加披見候

一敵番船去十日其表へ雖罷出候差口も無

之付て各相談無越度候様に申付候由尤

思食候

一釜山浦へ浅野弾正少弼同左京太夫被指  
遣小間可得其意候即於彼地兵糧可相渡  
候旨被仰付候

(以下略)

之れより先き長曾我部元親新に水軍に加は  
る。次いで釜山絶影島、加徳島、三濟島等に  
築城の命あり。又釜山、熊川附近の沿岸にも  
城砦約二十を構へ、鉄砲弾薬を蓄積し、各城  
に一万石の糧を集積するの計画を立てしむ

高虎は嘉隆と共に加徳島城の構築を負担し、  
水軍の根拠地を茲に置き、九鬼、加藤、菅、  
脇坂の隊二千七百人を一部とし、高虎以下紀

州隊二千七百人を一部とし、両部交番して沿海警備に任することゝなりしも、後に築城は小早川隆景の負担に変更せり。六月には晋州城の包圍攻撃あり。高虎の養嗣宮内少輔高吉従軍して勇戦し、これより小藤堂の称を得たりといふ。其の孰れの隊に附して孰れの方に戦ひしか詳ならず。晋州城既に陥りて和議の問題漸く進行し、諸軍継いで師を班班へせしが高虎は十一月を以て帰朝し、十二月秀保に従うて大和に歸れり。

## 第七節 板島七万石

文禄三年太閤伏見に築城し、宮内少輔高吉  
助工を課せられて出役し、高虎には休養の命  
ありしも、小豆島の石材を運搬し来りて石壁  
築造の用に供して工事を助けたり。此年十月  
十六日高虎は朝鮮役の軍功により太閤より伊  
勢国奄芸郡今井三郷の内千石を加増せらる。

文禄四年四月十六日大和中納言秀保横死し  
て嗣子なく、封土除かる。秀保は天然痘に罹  
りて暴卒せりといへど、其実は横死なり。此  
の人一種の変態的性格者にして、狂暴度なく

一 不慮の災難で死ぬこと。

二 奉仕義務の代償として主君から臣下に与えられた土地。

惨忍の行ありしかば、或者の犠牲的報復手段によりて生命を奪はれたり。

……或時猿沢の池なる魚を漁るとて筏を組み、浮かせけるに池水忽ち朱に変し秀

俊秀保の誤なり当座に悩乱せし故に是を止めたり

又巖飛といふ事を工み出し芳野へ行き五千丈の溪底の深淵に巖上より飛はしむ

飛び得るに於ては褒美を定め其人をそろへ次第を以て飛びけるに 中途の巖角に中りて一人として死せずといふことなし

秀俊卿秀保の誤嶺上に座して酒宴を為し岩飛

を見て一興とす ころゝに一人の健夫訴へ



ていふ某工夫しけることあり碧淵の真中  
に飛入り御褒美を受くへし近く寄せて御  
覧あれといふ 秀俊卿秀保の誤 何心なく岸上へ  
出てける処を引き拘へ飛落ち二人俱に死  
したり……

秀保時に齡十八歳、秀吉が妹婿の子（妹の所  
生にあらずともいふ）にして、愛弟秀長の為  
めに自ら選定したる相続者なりしも、斯くて  
は其の祀を存することの不公明を思ふて 封  
土没収の処置に出でしなるべし。高虎は多年  
奉事して知己の感に功なりし寛厚の故主が、  
家系の断絶して不祀の鬼となりしを哀しみ、

又表面上とはいへ後見として輔導一に任せし少年の新主が、終りを全うせざりし責任を感じ、同僚の多くが或は太閤直属に転じ、若くは他の諸大名に干仕せんとして、各一身の計に齷齪二たる中に、独り自ら決意する所ありて人世を断念し、茶筌髪に胴服を着けて、飄然として高野山に隠遁し、予ねて知る西明院一説に高室院の僧を頼りて、念仏三昧に入れり。随ふ者は居相孫作、大木長右衛門等二三の士のみなりき。

文禄年中大和中納言様御死去後高野へ御

発心にて御登山の節

已か音につらき別れのありとたに

一 たすけみちびく。

二 「あくせく」と読む。小さな事にこだわ  
るさま。

おもひも知らて鳥や鳴くらん

といふ古歌を御口すさみ被成候又

たひ衣紀の路の末の哀れさに

いたると鳥の音にやなくらん

いかに吉太夫承り候へ我等式の身には個

様の事いらぬ事に候へ共我等■堀坊主と

なり候へは口すさみ候と御戯れなされ候

高野にては高室院に御落着被成候終夜御

念珠御仰信被成候院主申され候は御気疲

れ可申候御息被成候て是にて御気晴し

なされ候へと饅頭菓子五ツ持出被申候扱

々難有次第に候新米坊主随分御奉公可致

と御笑ひ被成饅頭菓子三ツ被召上二ツ吉  
太夫とらすそと下され候御在山中の御歌

身の上を思へはくやし罪とかの

ひとつ二つにあらぬかなしき

其後程なく秀吉公無拠仰られ高野御出山  
の時御歌

かへるさの道に迷はぬ灯し火も

浮世のやみをてらすはかりに

夫より伊予国宇和島にて七万石御拝領被

成候……

高虎が入山は主家の営葬を了れる後なること  
勿論なれば、五月上旬若くは中旬のことなる

べし。やがて六月に入りて、太閤の使者高田  
小兵衛来りて、下山を促す。高虎は故君の冥  
福を祈るに専らにして、深く観念したればと  
て恩情を謝して辞退せしかば、小兵衛は空し  
く歸れり。既にして生駒雅楽頭親正再び命を  
銜み来つて、懇諭の旨を伝へければ、今はと  
て親正と俱に山を下り、伏見城に上りて太閤  
に謁せしかば、太閤大に喜びて即日伊予三郡  
の代官を命ず。此日六月十六日なり。

伊予国気多郡浮穴郡宇和郡事為御蔵入御

代官被仰付候条相改令執沙汰可運上之候

給人方之儀は重而可被仰出候也

文禄四

六月十六日 朱印

藤堂佐渡守とのへ

次いで七月二十二日、改めて冊を賜うて伊予三郡七万石の地に封せらる。此に至りて始めて直属の侯籍に列せり。高虎齡正に四十歳なり。

伊予国宇和郡内七万石事目録別紙有之令  
扶助訖全可領知候也

文禄四

七月廿二日 朱印

藤堂佐渡守とのへ

伊予国御蔵入目録

一二万二千二百廿四石 宇和郡内

一三万千六百五十六石 気多郡

一一万二千二十一石 浮穴郡内

合六万五千九百石

右令執沙汰可運上候也

文禄四年七月廿二日 朱印

藤堂佐渡守とのへ

高虎は嚮一に高野入山に臨み、従士を諭して各自に仕途を他に求めしめしも、衆皆高虎の再び世に出でんことの近きに在るを信じ、粉川に留まれる虎高を中心に、紀和国内の附近に

一 「さき(に)」と読む。

寄寓して離散せざりしが、茲に至りて尽く馳

一 「すうじゆう」と読む。貴人の従者。

せ集り、高虎を迎へて慶賀せしかば、直ちに治装し、騶一従堂々として新領国に入封せり。

高虎は居城宇和島を板島と改称し、新七郎良勝、太郎左衛門重政、渡辺金六宗を家老に命じ、以下諸士に俸禄を増賜せり。されど二万石より一躍七万石となりしなれば、兵員を増募して隊伍を編制すべく、主従共に相当の苦心を費せり。

大納言様

中納言の誤

御果被成候以後暫の内高野

山へ御出被遊候節孫作長右衛門御供仕禪

門の体に罷成御一所に居申候の処秀吉公



より伊予の国にて七万石御拝領被遊候に  
付伊予の国へ御供仕罷越候て所々の浪人  
召抱候得と被仰付方々へ罷越召抱御人数  
も多く罷成申候 其節竹助孫作長右衛門  
千石宛被下其以後も両度千石宛被為下候  
得共兎角十人の働一人にては難仕候得は  
百名宛にて三十人御召抱被遊候へとて侍  
中召抱差上申候右三人共先当分御合力米  
六拾石宛被為下候て御奉公仕候内段々御  
立身被遊候に付はきと御知行可被下由被  
仰付候故左候は茶造料程頂戴可仕由にて  
御知行地方二百石宛被為下夫より役儀追

々被仰付候て相勤申候

(大木長右衛門由緒書)

宇和島は北宇和郡に在り。東に毛山、鬼ヶ城山高く峙<sup>一</sup>ちて、其の脈南北を擁し、西は海にして前面に無数の島嶼あり。海水深く湾入し、九島其の口に横たはりて風波を遮る。湾の長さ一里、周回七里、水深は海岸二尋<sup>二</sup>乃至四尋にして次第に二十尋に達す。是れ即ち宇和島港なり。三津浜を距ること約七十湮<sup>三</sup>、土佐の宿毛を距ること五十湮、海南の良港と称せらる。宇和島城は海岸の山上にあり。山はさまで高からねど西面に海を控え、島嶼点々

一 「そばだ(ちて)」と読む。

二 両手を左右に伸ばした長さ。約一・八メートル。

三 一湮は一八五二メートル。

として海中に散布して自ら要害を為し、海上

より之れを望めは風景殊に佳なり。大八洲游

記に『宇和城故址 拋山尤立 其の壕壘譙楼

猶依然 三峰皆山 峰岫層疊 其間有平地

士族第宅並列 夾以市街 殷賑殆亞松山

西即宇和島港也』とあるは、能く明治時代の

状景を描けり。永祿の頃西園寺宣成茲に居り

板島殿と称す。天正十五年戸田勝隆七万石を

領して此城に居り、文祿中除封、高虎之れに

代りしなり。築城者の氏名、時代明ならず。

慶長元年八月高虎之れを修すとあれど、工事

の様子は知る所なし。板島と改称せしは旧名

一 水戸藩士であった青山延寿が明治期に著した紀行文集。

二 城門の上に建てた敵状を見るためのたかの。

に復せしまでにて別に意味なし。今南郊丸穂  
村に在る一ノ宮大明神は宇和津彦命を祀り、  
もと板島の天守に在りしを高虎之を移せしな  
り。中間村の八幡宮は、慶長十二年高虎之れ  
を再建し、絵馬三枚義経千人切  
橋弁慶、鷹を奉納せり。再建  
の棟札に『江州浅井郡小谷住人藤原朝臣藤堂  
和泉守敬白』とあるを以て証と為すへし。又  
同村山王社も亦高虎之れを勧請せりといふも  
詳ならず。高虎は文禄四年入城してより、慶  
長十三年伊賀伊勢に転封の時まで、十三年間  
此城に居守し、朝鮮後役 関ヶ原役に出陣し、  
二回に十二万石を益封せられて伊予半国を領

するに至れり。其間の領国経営、民治事蹟の  
詳細は殆んど全部埋没して伝はずと云ふ。

## 第八節 朝鮮征伐後役

### 1 巨濟島海戦

慶長元年九月、日明講和の議破裂し、同二年二月二十一日再征の部署発表せらる。高虎は六番隊にあり。

#### 六番隊

三 千人 長宗我部侍従元親

二千八百人 藤堂佐渡守高虎

二千八百人 池田伊予守秀氏

二千四百人 加藤左馬助嘉明

六 百人 来島出雲守通総

一千五百人 中川修理太夫秀成

二百人 菅平右衛門達長

而して水軍に關して左の命令あり。

一舟手の働入候時者藤堂佐渡守加藤左馬

助脇坂中務少輔両三人申次第四国衆菅平

右衛門并諸手警固船共可相働事

諸將は此月より七月に亘りて次第に出発せり。

高虎が渡海の日は詳ならず

宗国史は朝鮮物語に拠りて七月七日入鮮と記し高山公

実録は之れに従ひて七月十日付太閤朱印に今度渡海之儀炎天之刻辛勞思召云々とあるを引証す 七月十日より多く溯らさる日に着船せしは明なれと七

日にては晩きに失せんざりとて日本戦史に五月中旬既に諸將と共に熊川に在りしといふも亦炎天之刻云々の文に合わす結局不明蓋し事實は二者の中間

に在らん 高虎熊川に在りて、加藤、脇坂、小西等諸

將と軍議を決し、今回は必ず敵艦隊を殲滅し

て、国威を耀さんことを期し、戦備を修めて

機の熟するを俟てり。之れより先正月、加藤  
清正の兵渡海せしものありと聞ける韓庭は、  
三南統制使李舜臣に命を伝へて、之れを掩撃  
せしめんとせしに、舜臣は考ふる所ありて進  
まざりしかば、韓庭は其の失機の罪を鳴らし  
て褫職し、元均を以て之に代らしめたり。舜  
臣実は党争の犠牲となりて奇禍に中れるなり。  
元均既に任に閑山島の統営に就きて、頻りに  
旧規を改変し、又舜臣の信任せし將校を罷免  
し、且酒色に耽りて職務を怠りしかは、士卒  
皆心を離せり。都元帥権慄其の怠慢にして機  
を愆るを責めしかは、元均憤恨して慶尚右水

一 「ちしよく」と読む。職をうぼうこと。

二 思いがけない災難。

三 「あやま(る)」と読む。



使裴楔、全羅右水使李億祺、忠清水使崔湖等を招集し、釜山に出でて我水軍を攻撃せんと欲し、七月七日戦艦数百隻を率ゐて閑山島を発し、巨濟島の東南岸を航走して絶影島附近に至り、風浪起るに会うて諸船漂蕩し、夜に入り漸く加徳島に着せしに、士卒渴すること甚しかりければ、先を争うて上陸して水を求めたり。加徳島の我守将高橋統増、筑紫広門之れを偵知し、掩撃して四百余人を斃せしかば、残兵狼狽して上船せり。元均大に驚き、急に拔錨して漆川に走る。権慄此の敗報を聞き、元均を固城に召致し、責めて杖罰せしか

ば、均忿懣して艦に帰り、これより連日酒を被りて酔臥し、十五日に至りて部将を会して軍議を開きしに、退いて再挙を謀るに如かずといふものありしも均は聴かず、漆川梁の錨地の進退に不便なれば、陣を他に転すべしといふも亦従はず、議決する所なくして散せり。

高虎等之れを偵知し、脇坂、加藤及島津、小西と議して策を定め、義弘父子は先づ兵三千を以て巨濟島に陣して敵の上陸に備へ、高虎は加藤、脇坂以下水軍諸将及小西、島津忠豊の水軍を併せて、大小艦船数百隻を以て、十五日の暮るゝを俟ちて、熊川、安骨浦の錨地を

発し、夜半に敵の本陣を襲ふ。元均は斯くとも知らず大艦を中央にして、前列に小□船を列ね繋ぎて碇泊するもの数百隻なり。高虎関せき船二隻を遣して敵情を偵察せしめ、報を聞きて急進す。先鋒藤堂新七郎先づ進んで敵の大艦に上り、其の士卒を殲滅して之れを奪ふ。我軍之れに乗して四面より攻撃し、銃砲を轟かすこと雷電の如く、加藤以下諸隊競ひ進んで敵艦に躍り入り、或は鹵獲し、或は放火す、敵艦隊大に乱れて遂に悉く敗走、元均は兵を率ゐて巨濟島に上陸すれば、島津の兵之れを邀一へて尽く屠戮二し、元均之れに死す。全羅右

一 「むか（えて）」と読む。

二 「とりく」と読む。ころすこと。

水使李億祺は水に投して死し、忠清水使崔湖も亦戦没せしが、独り慶尚右水使裴楔のみは初より敗戦を覚りて、開戦に先ち閑山島の營舎軍須を焼棄し、士民に避難を令し、自らも全羅方面に遁逃せり。此の一戦に我軍の鹵獲又は焚<sup>一</sup>毀せし敵船百六十余隻、敵の水軍は全滅して、南韓の制海権は完全に我が手中に歸せり。高虎固城に至りて即日捷<sup>二</sup>を秀吉に報せしに、秀吉書を送りて之れを激賞せり。

七月十六日注進状今月九日到来加披見候  
今度番舟唐島に有之候て釜山海表功々取  
出日本の通路相支候処去十五日夜相働彼

一 「ふんき」と読む。やきこわすこと。  
二 戦利品。

番船百六十余艘伐捕唐人数千人切捨其外  
海へ追はめ先々津々浦々十五六里の間の  
船は悉焼捨由手柄の段無比類候以来迄番  
船根切仕候事御感不斜候何も帰朝の刻可  
被が褒美候猶徳善院増田右衛門石田治部  
少輔長束大蔵大輔可申也

八月九日 朱印

藤堂佐渡守とのへ

以上は日本戦史に従うて概括的に戦況を記  
せし所なり。此の戦に於ける藤堂軍諸将士の  
行動の詳況、及対加藤争論の経緯に付ては、  
諸記録甚多きが中に、船威考の所記最も要領

を得たり。其の説に云く、十四日の夜亥の刻、高虎は藤島与左衛門、疋田勘左衛門の二士に命じ、関船に乗りて敵状を偵察せしめしに、藤島やがて敵の哨船の漕ぎ行くを認めて帰り報ず。高虎再び之れに命じて敵船を尾して其の艦隊の処在を偵察し、銃声三発以て之れを報すべしと令し、新七郎以下先鋒に此旨を示して、砲声と共に急に進撃すべしとの予令を下し、且諸将士に告げて曰く、諸隊一致の約に背くの恐れあれば、彼の砲声と共に予は軍監に急報し、敵我先鋒に打ち掛れるが故に旗本を進めて援護すと告げ置きて進むべしと。

因て其の使者たるべきものをも指令して号砲の聞ゆるを俟てり。斯くて藤島は暗を衝いて進み、疋田の既に敵船の所在を認めて還るに会ふ。因て再び俱に進んで敵艦隊に近づき、号砲三発すれば轟々として波を破りて響く。之れを聞きたる先鋒新七郎躍進して直ちに敵艦隊に突き入り、其の驚擾するに乗じて敵船に乗り移りて、勇闘して之れを奪ふ。藤堂作兵衛次に進んで亦一隻を獲て放火し、今井孫八郎、田中内蔵亟等俱に進んで火矢を連発して敵船を焼く、高虎砲声を聞くと共に使者を軍監に遣はし、同時に全軍を挙げて急進す。

此時正に鶏鳴なり。既にして敵艦隊に近づき、新七、作兵衛の報告を聞きて敵況を知り、部下を縦ちて奮戦せしむ。加藤、脇坂、松浦鎮信、菅等遙に後方に在りて砲火を見しも尚発せず、やがて軍監よりの出発命令を聞きて乃ち進みしが、此時敵は藤堂軍に逐はれて、次第に外洋に逸せんとせし折なれば、加藤、脇坂競ひ進んで之を逐ふ。されと藤堂軍は先鋒に在り、仁右衛門高刑第一に進んで番船を乗取り、是れに続きて船奉行松本雅楽、旗奉行友松伊兵衛、長野喜右衛門、浅井理右衛門等皆獲る所あり。

（増田長盛の高虎宛書簡に宮内少輔高吉が自身番船を捕獲せしことを記せり 船威考其他皆之を漏らせり）



佐伯権之助は与力足輕を領して闘ひ、亦敵の大船二隻を捕獲せり。此の戦に味方の諸船、敵の番船を攻むるに其の巨大なること城の如く、石火矢、巨砲、火矢を発し、火器を投げたれば、我兵死傷多く、稍躊躇しつゝありしに、佐伯与力杉谷忠兵衛なるもの小船を以て接近し、長槍を以て之れを鉤せしかば、長田三郎兵衛之れに乗して益奮ひ、隊長を斬つて其の首を獲たれば、残兵怖れて艙内に潜匿す。加藤左馬助嘉明之れを見て乗り移り、随兵続きて旗馬印を建てしかば、長田三郎兵衛大に怒りて、此船は藤堂軍の獲たる所なるぞと大

呼し、其の旗馬印を尽く抜き取りて海中に没したれば、友松猪兵衛、高畑理兵衛、佐伯小右衛門等乗り移つて藤堂の旗を立てたり。此外諸船敵船に漕き着けて縦横に戦ひ、敵は右往左往に惑乱して、或は鹵獲せられ、或は放火せられ、大小総て百六十余隻は日本軍の手に歸し、附近十四五里に散在せる敵船は尽く焼棄せられ、兵員船員皆斬殺せられたり。扱戦は右の如く我軍の全勝に終りたる翌十六日、軍監より委曲戦況を太閤に報告せんとす、そは云ふ迄もなく、藤堂軍先登の旨を詳記すべしとなり。加藤嘉明異議ありて之れを沮止せ

しかば、十七日諸將を会して之れを議せしに、諸將は皆藤堂の先登を承認して殊功を讚賞せしが、嘉明独り之れに反対して曰く藤堂は敵の不意に乗じて進みしが故に勞少し、而も自ら敵舟に乗り移りて指揮せしことなければ、要するに部下の功たるに過ぎず、我は軍令を待つて進み、且自ら敵の旗艦に乗り移つて旌旗を建てしに、藤堂兵之れを棄てて其の旗を揚げしは無状も亦極まれり、先登は我れに非ずして誰そやと。高虎徐に之れを弁じて、脇坂以下皆同意せしかは、軍監も亦之れを承認せんとす。然るに嘉明軀幹小なるも胆勇人に

過ぎたれば、屈せずして愈争ひ、頻りに激語を吐きて諸将及軍監を罵詈しければ、高虎大に怒りて剣を按して之れを叱し、将さに刃傷に及ぼんとす。松浦法印は老成にして此時迄沈黙を守りしが、起ち上りて双方をなだめ、漸くにして事なきを得たりと云ふ。此の争論に付て軍監の贈りし証状二通ありて左の如く記せり。

今度番船へ働に付て加藤左馬助御法度の御朱印の旨を相背又は友四人相定書物之旨をも相ちかへ却て両三人又は奉行衆まで悪口被申候儀無是非候御為を存候故各

も奉行衆中も堪忍仕候以來於御前御尋之時は有様に可申上候為其如此候以上

七月十九日 早川主馬首長政

大田飛驒守一吉

塩見和泉守一生

竹中 源介隆重

熊谷内蔵允直盛

毛利民部大輔友重

福原右馬助長堯

小西撰津守殿

藤堂佐渡守殿

脇坂中務少輔殿

去十五日夜於唐島番船被切取候事貴所一  
番に候無其隱候於御前も具可申上候為其  
如比候恐々謹言

七月廿三日

熊谷内蔵允直盛

垣見和泉守一直

早川主馬首長政

竹中 源介隆重

毛利民部大輔友重

太田飛騨守一吉

福原左馬助長堯

藤堂佐渡守

御役所

高虎は尚真相を誤られんことを慮りしにや、  
実戦者の一人たる藤堂太郎左工門重政を帰朝  
せしめて、戦況を秀吉に報告せしに、秀吉之  
れを延見して左の書を与へて高虎に致さしめ  
たり。

七月廿三日の書状并同名太郎左衛門差越  
番船伐捕様子言上具被聞召届候其方調儀  
にて可有之と思召之処如御推量抽粉骨之  
由神妙思召候弥先々の儀入精各以相談之  
上働等可申付候隙明候てより仕置等之儀  
是又各見計可然所令普請在番衆可入置候  
度々如仰遣候大明人数自然朝鮮之都より

五六日路も此方へ罷出候ハ、可被注進候  
急度被成御渡海被討果大明国迄可被仰付  
候猶同名太郎左衛門に御直に被仰聞候や

八月廿一日 朱印

藤堂佐渡守とのへ

而も此の戦に対する高虎自筆の留書には、僅  
に左の一句を記するに止まれり

後の高麗陣には番船を切取申候



## 2 南原攻城戦

巨済の海戦に南鮮の海権を制したれば、全羅、忠清両道攻略の方針は茲に始めて確定し、毛利秀元を右軍の将として其の兵六万四千余、宇喜多秀家を左軍の将として四万九千余、両道並び進んで全羅に進攻し、右軍は全州を攻め、左軍は南原を略せんとす。船手衆は高虎の二千八百人を筆頭に、加藤二千四百人、脇坂一千二百人、来島通総六百、菅二百の七千二百人、及黒田孝高以下諸家の水軍若干を併せて左軍に属せり。陸兵は泗川に集合して昆陽を経て河東に進みしが、高虎等水軍は尚海上を西進して光陽附

近の豆知津より上陸し、河東に至りて陸軍に合し、進んで求礼を経て南原に向ふ。南原城には明の副総兵揚元等籠守し、全羅兵使李福男等新に入城せるものを合して兵数五六千あり。八月十二日我軍は攻城方略を定めて四門より合圍し、高虎は秀家と共に南方より攻む。十五日大雨収まりて秋天拭ふが如し。此夜十時、月明晃々として耀くこと白昼の如きに乗して総攻撃を開始し、四面斉しく城壁に逼りて力攻す。高虎の士藤堂仁右衛門、同新七郎、同作兵衛、戸川達安宇喜多の老臣の家士穴戸太郎兵衛、青井善兵衛、太田一吉の士大河内秀元、九津

見兵蔵等先登して火を城楼に放ち、四面の寄  
手之れに和して唖喊一して突入し、縦横に斬殺  
す、其の偶城外に遁走せしものは島津 加藤  
の手に要撃せられて、一人の命を全うせしは  
なく、明鮮諸将以下死するもの数を知らず、  
斬首三千七百余、俘虜数百人に達し、揚元の  
率ゐ来れる三千百余人の兵の、脱歸し得たる  
は百十七人に過ぎざりしと云ふ。主将楊元は  
落城前、数人の従騎と共に潜に城を出て遁  
逃せり。此の戦に藤堂軍の首級は二百六十九、  
仁右衛門、新七の外、磯崎式部、長野喜太右  
衛門等殊功あり。渡辺宗、居相孫之函等戦死

一 「とっかん」と読む。ときの声をあげる  
こと。

し、浅井理右衛門は創を蒙り、力石治右衛門良連は右手を失ふ。又朝鮮記に藤堂作兵衛が火矢を以て西南隅の櫓に放火せしことを記し、又仁右衛門、新七、作兵衛及藤島与左衛門か白餅の長旗を擁して、藤堂隊の先登を為せしことを記するも、家乗其他の記録の之れに適合するもなきが如し。此の戦終りて高虎は直ちに秀吉に報告する所ありしが、翌月十三日付を以て左の朱印書到着せり。

八月十六日の注進状被加披見候赤国の内南原の城大明人楯籠に付て去十三日に取巻致仕寄同十五日の夜責崩其方手前首数

二百六十九討捕の旨にて即鼻到来候粉骨  
之至候最前番船伐捕度々手柄無比類候弥  
先々働の儀増田右衛門尉長束大蔵大輔徳  
善院石田治部少輔可申候や

九月十三日 朱印

藤堂佐渡守とのへ

朝鮮記に、十六日高虎が大河茂左衛門尉、太  
田飛騨守等と先登の功を論して辞屈一し、藤島  
与左衛門を遣りて、之れを陳謝したる由を記  
せり。諸書ともに之れを採らず。全く無実な  
るべし。

一 「自屈」の意味か。(自分の知識、地位  
などが他よりも劣ることを認めてへり下  
ること。)

### 3 鳴梁の苦戦

南原既に陥り、諸将は方面を分ちて全羅道を徇下す。平尾留書には『トロウ』新七家乗には『とろ川』にまで、藤堂軍の進軍して赤国討平に従事せし由を記せり。されど暫くにして軍を班して河東に還り、加藤、脇坂、来島、菅等水軍諸将と相議し、陸軍に策応せんが為め、艦隊を全羅南海岸に沿うて西進し、九月六日に於蘭浦附近に至る。然るに之れより先き、統制使の職を褫がれるる李舜臣は、白衣軍に従うて陸上に在りしが、閑山の役に元均敗死せしより再び起用せられて、三南統

一 「は（がれるる）」と読む。

制使に任せられ、普州西路より求礼に向ひしが、日艦隊の津口に泊するを聞きて、谷城より西行して珍島の碧波亭に至り、全羅右水使金億秋と共に、慶尚右水使裴楔が率ゐし戦船十二隻を管し、退きて鳴梁渡に陣し、十四日又右水營前洋に陣を移せり。鳴梁渡は珍島と右水營半島との中間なる海峡なるが、此の附近の潮流は常に迅疾にして、巨大なる過紋を為して旋流するが故に、其の航海は頗る危険なり。十六日高虎は船艦の右水營附近に在るを偵知し、来島、菅及軍奉行毛利友重等と議して之れを拿捕せんとせしも、水路危険にし

て大船の運用困難なればとて、関船に転乗して進む。舜臣は衆寡敵せざるを知りて、部下を励まし必死を期して応戦せしむ。我軍奮勇して敵の大船を囲み、銃火を乱発して之れを攻めしも、敵も亦善く闘ひ、我将来島通総は遂に敵に鉤せられて、乱刀の下に戦死し、毛利民部太夫矢を被むりて海中に落ちしを、我士藤堂孫八郎<sup>重忠</sup>津村作右工門等之れを救へり。新七郎良勝、長井勘解由氏勝等死死して闘ひ、高虎も亦数創を被むり、流血淋漓<sup>一</sup>として益奮うて指揮せしも、我兵の損傷多くして船艦数隻沈没せり。されど敵は尚一層の苦戦にして



損傷甚た多く、風に乗して退却し、巧みに險潮を帆走して遁れ去れり。我兵之れを追撃せんとするも水路に熟せず、且潮流險悪なれば、遂に断念して兵を収めたり。此の戦辰より酉に至るといへば、午前八時より午後六時迄十時間継続せしなるべく、双方精力を尽くして戦ひしことを知るへし。

御帰陣なされ候ちとまへかとにこもかいへ御こしなされ候処にすいえんと申所に番舟の大將分十三艘居申候大川の瀬より早き潮のさし引き御座候所の内にちと潮の和き申候所に十三艘の舟居申候それを

見付是非ともとり可申よし舟手衆と御相  
談にて則御取懸被成候大舟にてはいまの  
瀬戸を漕ぎくたし候儀はなるまじきとて  
孰も関舟を御揃へなされ御かゝり被成候  
さき手の舟ともは敵船に遇ひ手負あまた  
出来申候中にも来島出雲殿打死にて御座  
候其手船手の衆召連れられ候家老の者共  
も過半手負討死仕候処に毛利民部大夫殿  
せき舟にて番舟へ御かゝり被成候番舟へ  
十文字の鎌を御かけ候処に番舟より弓鉄  
砲劇しく打ち申候に付船を離れ海へ御這  
入りなされ危く候処に藤堂孫八郎藤堂勘

解由両人船を寄せ敵船を追ひ退け助け申  
候朝の五ツ時分より酉の刻迄御合戦にて  
御座候港の様子番船よく存し候に付風を  
よく見済まし其の瀬戸口をぬけ帆を引上  
け走らせ申すについて是非なく追掛申儀  
も罷成らず和泉様も手を二ヶ所負はせら  
れ候  
(黙記家譜、平尾留書)

文禄三年慶長二年の誤こもかいと申所を御働被遊

候処毒矢射かけ御肩先へ当り御疵口より  
御血流れ御痛強く御座候に付医師来りて  
色々と御療治申上候得共御血留り兼ね申  
故長右衛門所持仕候血志はりを差上候処

即刻御血留り御疵口を膏薬にて縫申処一  
両日にして御平癒被遊候て甚以御機嫌に  
御夜噺仕其上御酒被為召夜更迄御咄申上  
∴∴  
(大木長右衛門家乗)

高麗御陣の節御船頭約仰付られ藤堂勘解  
由藤堂孫八郎疋田勘左衛門乗参候船に作  
右衛門乗り参り責口よき場所にて孫八郎  
船より落ち候て作右工門引上申候其上毛  
利伊勢守殿舟を敵取巻き矢七本御負ひ被  
成候て海へ御落ち火急になる時節作右衛  
門に助け呉候へと被仰候に付其儘海へ飛  
込み伊勢守殿を引上七本の矢抜き候て御

命を助け申候……（津村作右衛門家乗）

此の戦、宗国史、聿修録、高山公実録とも時  
日を八月二十六日とし、戦場を熊川水淵と記  
し、八月二十六日付太田飛騨守、竹中源介、

毛利民部太夫連名の鼻受取書二通

一通は八月二十六日  
付三百四十六、一通

は同廿七日付にて三十  
六、合計三百八十二を引証して、斬獲三百八十二級

と記せり。されど李舜臣の乱中日記には九月  
十六日の事とし、其の文中に来島通総を寸斬  
せしことを明記すれば、同一の戦を指すこと  
は明にして、日本戦史は之れを採用して十六  
日と断定せり。而るに南原の攻城戦は八月十  
五日に於て行はれ、藤堂軍の斬獲は二百六十

九級なること、秀吉朱書の明記に拠りて明なり。其後に著しき衝突もなく経過したりとせは、鼻数三百八十余を獲たるは此の戦の外な可るべく、軍監の領収証が八月廿六日なる上は、此戦が其の以後に於て行はれし筈なく、随うて九月十六日説の信徒すへからさるものとなるなり。若し然らすとせは南原陥落後、鳴梁渡戦前、何れかの地に於ける戦争の収穫とせざるべからず。若し果して然りとすも、其の戦の何れなりしかは到底不明なり。姑く疑を存して後考を俟つの外なし。扱又津藩側の三史は此の海戦を以て、熊川水淵に於ての

衝突と為せるも、水淵の位置に付ては明言せずして、熊川附近の瀬戸なるべしと臆断するに止まれり。熊川は慶尚道の鎮海灣に在りて釜山に近く、我水軍の根拠地にして、鳴梁渡は之れより西方三十四里、全羅の西南角に在ることは既記の如し。若し津藩三史のいへる如く、熊川水淵を真実とすれば、日本水軍は南原攻落後に全羅西南岸の経略もなく、直ちに根拠地に退嬰<sup>一</sup>せしことゝなりて、水軍存在の意義を失ふ外な可るべし。且又敵国水軍の状況より言ふも、巨濟島に元均戦死して、艦隊全滅したる後に於て、十三隻の大船が我が

一 新しい物事を積極的に受け入れていくような意気込みがないこと。

根拠地たる熊川附近に出没し得べき筈なし。  
されば李舜臣が乱中日記に記する鳴梁渡の激  
戦は正に事実にして、仮令ひ其の戦況に付て  
は幾分の割引を要するにもせよ、戦場の位置  
に付ては一点の疑を容るゝ余地なからん。旧  
藩三史が何故に斯かる大なる誤りに出でしか  
は明ならざるも、平尾留書等の記録に『こも  
かい川熊へ御こしなされ候処に水淵と申所……』  
とあるに基きしにやあらん。こは熊川附近の  
意にあらずして、『熊川に帰着する以前』の  
文意なりしに気付かざりしならん歟。

我軍は右の如く鳴梁渡の戦の不利に終りし



より、水路西進の策は為めに頓挫し、やがて兵を収めて熊川に還れり。旧津藩側の諸記録は此時高虎が忠清道を徇へしことを記し、聿修録高山公実録皆之に従へり宗国史は江原道に入る」と記す。されども其の径路を詳記するものなく、且暫にして安骨浦方面に帰れりといへは、仮令忠清道方面に入りしとするも、深く内地に攻入りたるに間もなく、又強勢の敵に遭遇せしにもあらざらん。扱十月に入りて、全羅、忠清兩道に徇へし我が陸軍諸將も、尽く師を回へして沿海の地に帰還し、漕運の使ある地、蔚山、梁山、昌原、固城、泗川、順天、南海の諸所

に築城せんことを協定し、高虎は宇喜多秀家と共に順天城の築造を負担せり。こは皆新に地を相して邦式の築城を施せしものなるが、早くも十二月に順天城成りて之れを守将小西行長に交附せり。

赤国内順天之御成御普請悉相濟請取申

候恐惶謹言

十二月二日 小西撰津守行長

備前中納言様

藤堂佐渡守殿

人々御中

寛永系譜に高虎が忠清道より還り、安骨浦に附城を築きしことをいへり。平尾留書には『こもかい熊川へ御入一ヶ月計画御逗留にてあんこうらい安骨浦へ御越被成……』とあり。此他藩の諸記録皆之れに同じ、こは蓋し順天築城後のことなるべし。

明くれば慶長三年正月、加藤清正の居守せる蔚山城は明軍四万、鮮軍一万の大兵に包囲せられ、我諸将西生浦に集りて赴き援ひ、四日敵の退却に乗じて之れを追撃し、敵は二万余の死者を出し、一万三百余の屍体と、数千の負傷者、及多数の資糧、器械を遺棄して逃

去せり。日本戦史に拠れば我が赴援軍は一番隊、より三番隊に至る三大隊一万三千余にして、水軍も之れに参加せしことを記せるも、部署氏名中に藤堂軍の名を逸せり。されど新七郎家乗に記して云く、

うるふさんにて筑前中納言殿清正を誤るものかを朝鮮

人取巻の刻高山様後詰被成候時道にて早

く首を捕り高山様へ御目に懸け申候

とありて、宗国史以下三史も皆之れに従うて、高虎の之れに参加せしことを記せり。而して其の戦況に付て、朝鮮太平記、高名記、藩翰譜の諸書に、宮内少輔高吉が先登して勇名を

轟せしことを記し、宗国史は之れを採らざるも、聿脩録には『是の日高吉首として銃手を以て進み、槍を舞して奮闘し諸侯之を壯とすと記せり。然るに此の戦に関する太閤朱印は次の如し。

今度蔚山表へ大明人罷出候由注進二付て各為後卷雖押出候敵引退由候既自此方も御人数安芸中納言増田右衛門尉因幡但馬大和紀伊国衆九鬼父子等可罷立旨雖被仰付候右之分二候間不被及是非候然者蔚山を始其外諸城普請弥大夫に申付兵糧玉薬已下沢山二籠置無機遣様に申付敵の様子

猶以聞届其上各歸朝可仕候猶徳善院増田

右衛門尉長束大蔵大輔可申候也

猶以寒天之刻辛勞不被及是非候就其小

袖一宛道服一宛被遣候可令着用候委細

寺沢志摩守可申候也

正月十七日 朱印

藤堂佐渡守とのへ

同宮内少輔とのへ

此の文を正解すれば、高虎、高吉は後詰に出陣せしも、未だ戦はざるに敵は既に退却せしものと解せらる。又正月廿五日附増田長盛の書状にも、『今度うるさん表大明人大勢罷出

候へど城中無異儀先以珍重候兼而加様に可有  
之と存候つれ共此中大明朝鮮人手足も無之様  
に何も取沙汰に付て不及是非候……とあり  
て、蔚山包圍軍の退却を説くも、藤堂軍の戦  
功には言及せず。是等に抛りて考ふれば、高  
吉の軍功のことは果して如何あらんか。姑く  
疑を存して後考を俟つ外なし。

正月下旬諸将安骨浦に会合して今後の方略  
を議す 秀家、秀元、及蜂須賀、生駒、脇坂、  
池田、長宗我部諸将は、蔚山籠城戦の実蹟に  
鑑するに、同城及梁山、順天の三城は位置懸  
隔して赴援に困難なれば、寧ろ之れを放棄し、

東は西生浦、西は泗川を限りて之れを固守すべしと主張し、高虎之れに大祖せしが、小西行長、加藤嘉明、宗義智、立花統虎等は之れに反対せり。秀家以下連署稟議して秀吉の指揮を請ひしに秀吉は之れを不可とし唯梁山のみは撤去して加徳島に退嬰すべしと命ぜり。後ちに論功行賞に際して加藤嘉明が三万七千石を増封せられ、巨濟水戦の首勲たる高虎の右に出でしは、此の三城放棄論に反対せし意気の、秀吉の心に合せしに由る外、他に理由なかりしこと、其の増封辞令の文意によりて明白なり。



#### 4 論功行賞

之れより先秀吉は漸く兵に倦み、蔚山の包圍解けたるを機として、諸將の過半に還軍を命ぜしが、茲に至つて、其の負担せる築城全成し、貯糧十分に於て、克く敵の包圍に堪えて堅守し得べしとの確信を以て誓書を出すものは帰朝を許すと宣命したり。五月毛利秀元、宇喜田秀家等帰朝し、高虎も亦歸る。其の途次六月、赤間関に至り引接寺を修復して陣亡者を吊慰せり。高虎は、六月二十二日伏見城に於て秀吉に謁し、大洲一万石加封の命を受く。

今度於朝鮮表番船功取之刻粉骨之為神妙  
被思召候仍手前御代官所之内を以一万石  
事目錄別紙有之令扶助訖本知七万石合八  
万石全可領知候也

慶長三年六月廿二日

朱印

藤堂佐渡守とのへ

知行方目錄

- 一 四千四百七十石五斗 伊予国喜多郡久米郷
- 一 千五十石九斗八升 同 よこ松
- 一 九百三十五石九斗五升 同 北山之郷

一 九百八十三石五斗一升 うけな郡上なた

一 二千二百六十二石三斗四升 曾祢

一 二百九十七石 粟津の郷間

合壹万石

右為加増令扶助之訖全可領知候也

慶長三年六月廿二日 朱印

藤堂佐渡守との

然るに又左の辞令書あり。

一 渡海之節津々浦々にて通船之事藤堂可

任下知候也

六月廿五日 熊谷内蔵允

垣見和泉守

藤堂佐渡守とのへ

此の書に年を記せざるも、聿脩録及高山公実録は之れを慶長三年の事とし、<sup>一</sup>旌賞の意味を以て増封と共に、海船総督の名誉ある職権を与へられたるなりと推定せり。但宗国史のみは同様の意味とは解すれども、去年六月の事実なりと認むるものゝ如し。又船威考、船手事記などには、之より以前秀吉より其の座乗船に使用せる桐紋茜色幕を賜はり、若くは大船一艘を与へられたることを記して、是等は皆水戦の殊勲旌表<sup>二</sup>の意義に於てせるものとし、管船権と密接の関係を有せるものなることを

一 あらわしほめること。

二 人の善行をほめて世人に知らせること。

信ぜり。幕及大船のことは姑く措き、右の管船権に関する両奉行署名の証状が、帰朝後に行賞の一として交付せられたりといふは、大なる誤解なるべし。蓋し当時の通用語たる『渡海』は朝鮮渡航を意味し、広く内地沿岸の航海をも併せ含めたる語にあらず。即ち高虎が出征水軍頭領の一人として、兵員及軍需を渡海せしむるに当り、秀吉は之に対して、当然必要なる官民船舶の使用乃至其の徴発に関する職権を附与し、通過地官憲に応従せしむる左券として、此の証状を交付せしに過ぎず。されば其の効力は一時的にして、往復途

中に限れるは言ふ迄もなし。聿脩録其他にいへるが如き永久的性質を有せざるは勿論、其の職権の範圍及程度に於ても、同書に『天下海船の政を総督す』と記せるが如き、広漠にして絶大なるものにあらず。又其の交付の時期が、以上の理由に依り出征の際に在りて、帰還後に在らざるは自明の理なるが、署者たる垣見家純、熊谷直陳は共に後役の初めに奉行に上任せしなれば、此の証状が慶長二年のものなること、疑を容るゝの余地なきなり。